

# 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程

平成22年4月1日

法人規程第16号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

## (給料)

第2条 給料は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

- 2 教職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。
- 3 生活に必要な施設等の全部又は一部が教職員に支給される場合においては、別に細則で定めるところにより、その教職員の給料を調整することができる。

## (給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表（別表第1）
- (2) 教育職給料表（別表第2）

- 2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところによる。

## (初任給、昇格、昇給の基準)

第4条 理事長は、法人の組織に関する規程等の趣旨に従い、及び前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

- 2 教職員の職務の級は、昇給等規程で定める基準に従い決定する。
- 3 新たに教職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。
- 4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、昇給等規程で定めるところにより決定する。
- 5 教職員の昇給は、昇給等規程で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 6 前項の規定により教職員（55歳以上の教職員で昇給等規程で定めるものを除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの（昇給等規程で定める教職員に限る。）にあっては、3号給）とすることを標準として昇給等規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳以上の教職員で昇給等規程で定めるものの第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて昇給等規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 8 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 10 第5項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、昇給等規程で定める。
- 11 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）第3条又は第4条の規定により採用された職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 12 再雇用教職員で再雇用規程第4条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（派遣職員の給料）

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年金沢市条例第3号）第2条第1項の規定により金沢市から派遣された職員の給料月額は、その者が金沢市職員として引き続き職務に従事するものとみなして決定される給料月額との均衡を著しく失することのないよう、あらかじめ理事長の承認を得て決定しなければならない。

（給料の支給）

第6条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

- 2 給料の支給定日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の平日（祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たらない日をいう。）を支給定日とする。
- 3 前項において、特に必要があると認めた場合には、支給定日を繰り上げ又は繰り下げることができる。
- 4 教職員又は教職員の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために、教職員から給料の請求があった場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を日割計算（第7条第5項に規定する日割りによる計算方法をいう。以下同じ。）により支給することができる。

第7条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料月額に異動

を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が離職した日に再び教職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月分の給料全額を支給する。
- 4 教職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。
  - (1) 就業規則第12条第1項第1号、第2号若しくは第6号の規定により休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
  - (2) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員出向規程（以下「出向規程」という。）第2条の規定により出向し、又は出向の終了により職務に復帰した場合
  - (3) 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程（以下「育児休業規程」という。）第5条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
  - (4) 就業規則第43条の規定により停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合
- 5 第1項、第2項又は前項の規定により、給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間規程第4条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第8条 既支給の給料に過不足があつたときは、次期給与期間の支給日において、これを精算する。ただし、次期の給料を支給しないときは直ちに返納させる。

第9条 在職中死亡した者に対する給料は、その遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、恩給法（大正12年法律第48号）の定めるところによる。

（給料の調整額）

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、調整額を支給する。

- 2 前項の規定により給料の調整を行う職は、別表第3の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 3 教職員の給料の調整額は、当該教職員の属する職務の級に応じて別表第4に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第3の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再雇用短時間勤務教職員にあつてはその額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間規程第3条第2項に規定する育児短時間勤務教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）にあつてはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とする。）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とする。
- 4 給料の調整額は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、別表第5に掲げる職（理

事長がこれに相当すると認める職を含む。) について、その特殊性に基づいて支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める教職員に適用される給料表の別並びに当該教職員の属する職務の級及び当該職に係る別表第5の区分欄に定める区分に応じ、別表第6の右欄に定める額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に勤務時間規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。)とする。ただし、当該職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

3 管理職手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(第3項及び第14条において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員(同条において「一般職9級教職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員(第14条第4項第4号及び第6号において「一般職8級教職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(次項及び同条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項及び第14条第4項第7号において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 前条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 重度心身障害者の場合は、前2号の規定によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

- 2 教職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その教職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。
- 3 理事長は、教職員から第14条第2項の規定による届出を受けたときは、扶養親族届記載の扶養親族がこの規程に定める要件を備えているかを確かめて認定しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定による認定を行うときその他必要があると認めるときは、扶養の事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第14条 新たに教職員となった者に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合（一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 前項の規定による届出は、扶養親族届（第1号様式）により事務局次長（これに準ずる職にある者。以下同じ。）を経て行うものとする。

3 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が教職員となった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日、教職員に扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職9級教職員等以外の教職員から一般職9級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養

手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族（一般職9級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般職9級教職員等が一般職9級教職員等以外の教職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等以外の教職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職9級教職員等以外のものが一般職9級教職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職8級教職員等及び一般職9級教職員等以外のものが一般職8級教職員等となった場合
- (7) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第15条 扶養手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 扶養手当は、教職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されたときにおいても、減額されないものとする。

- (1) 第21条の規定により給与を減額された場合
- (2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合

3 虚偽の届出又は届出の遅延によって、不当に扶養手当の支給を受けたときは、これを返納させるものとする。

（地域手当）

第16条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の3を乗じて得た額とする。ただし、出向規程第2条第1項第1号の規定による出向（以下「在籍出向」という。）の期間にあつては、当該出向先の地域等を考慮して理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 地域手当は、給料の支給定日に給料の支給方法に準じて支給する。

第17条 在籍出向から職務に復帰した教職員又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法人の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち、次の各号に定めるものに使用される者であった者で、引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）には、当該在籍出向からの復帰の日又は給料表の適用を受けることとなった日の前日における勤務地及び当該勤務地での在勤期間等を考慮して、理事長が定める額を当該異動の日から1年を経過する日までの間、地域手当として支給する。

- (1) 沖縄振興開発金融公庫
- (2) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(3) 前2号に掲げる法人のほか、理事長がこれらに準ずる法人であると認めるもの  
(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額10,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(法人が設置する宿舎を貸与され、使用料を支払っている教職員その他公立大学法人金沢美術工芸大学教職員住居手当規程(以下「住居手当規程」という。)で定める教職員を除く。)
- (2) 第20条第1項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(法人が設置する公舎その他住居手当規程で定める住宅を除く。)を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして住居手当規程で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
  - ア 月額22,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から10,000円を控除した額
  - イ 月額22,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から22,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を12,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程の定めるところによる。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で公立大学法人金沢美術工芸大学教職員通勤手当規程(以下「通勤手当規程」という。)で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困

難である教職員以外の教職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が60,000円を超えるときは、支給単位期間につき、60,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、次の表に定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める教職員にあっては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

自動車等の片道の使用距離		支給額
キロメートル以上	キロメートル未満	
	4	2,200円
4	6	4,400円
6	8	5,200円
8	10	6,100円
10	12	7,100円
12	14	8,200円
14	16	9,300円
16	18	10,500円
18	20	11,700円
20	22	12,900円
22	24	14,100円
24	26	15,300円
26	28	16,450円
28	30	17,600円
30	32	18,700円
32	34	19,850円
34	36	21,000円
36	38	22,150円
38	40	23,300円
40	42	24,400円
42	44	25,150円
44	46	25,900円



46	48	26,600円
48	50	27,300円
50	52	28,000円
52	54	28,750円
54	56	29,500円
56	58	30,200円
58	60	30,900円
60		31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が60,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあっては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 通勤手当は、給料の支給定日、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程で定める。

（単身赴任手当）

第20条 在籍出向したこと若しくは在籍出向から職務に復帰したこと（以下「復帰」という。）又は地方公務員、国家公務員若しくはその業務が法人の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人（第17条各号に規定されるものに限る。）に使用される者から引き続き給料表の適用を受ける教職員（採用の事情等を考慮して理事長が定める教職員に限る。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他公立大学法人金沢美術工芸大学教職員単身赴任手当規程（以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該在籍出向若しくは復帰又は適用の直前の住居から在籍出向若しくは復帰又は適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であ

ると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長の定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 単身赴任手当は、給料の支給定日に、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 5 単身赴任手当は、教職員が次の各号に掲げる場合に該当し、給料を減額されたときにおいても、減額されないものとする。
  - (1) 第21条の規定により給与を減額された場合
  - (2) 就業規則第43条の規定により減給の処分を受けた場合
- 6 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当規程で定める。

（給与の減額）

第21条 教職員が勤務しないときは、勤務時間規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間規程第11条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間規程第11条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間規程第13条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第22条 前条の規定により給与を減額する方法は、次の各号による。

- (1) 前条に規定する給与の減額は、翌月以降の給料の支給の際に控除する。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額を給料から控除することができないときは、その減額すべき額を、減額すべき事由のあった給与期間の次の給与期間に係る給与の支給日までに返納させる。
- (2) 減額すべき額の基礎となる勤務しなかった全時間数に1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

（時間外勤務手当）

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した場合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第25条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 勤務時間規程第6条に規定する週休日の振替等により新たに勤務することとなる日の属する週（以下この項及び次項において「特定の週」という。）の勤務時間が38時間45分以下になる場合 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間
  - (2) 特定の週の勤務時間が38時間45分を超え、かつ、割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以下の場合 38時間45分から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間
- 3 前項において、特定の週に第25条の規定により休日勤務手当が支給される日が属するときは、前項に「38時間45分」とあるのは、「38時間45分に第25条の規定により休日勤務手当が支給される日に勤務した時間を加えた時間」と読み替えるものとする。
- 4 再雇用短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 6 勤務時間規程第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から第

1 項に規定する理事長の定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、勤務時間規程第6条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあっては100分の50から第2項に規定する理事長が定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 第4項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する理事長の定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第24条 前条及び次条の規定は、第11条第1項に規定する職にある教職員には適用しない。  
(休日勤務手当)

第25条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(時間外勤務手当等の支給)

第26条 時間外勤務手当及び休日勤務手当（以下「時間外勤務手当等」という。）は、その月分を翌月の給料支給定日に支給する。

2 教職員が勤務時間規程第9条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間規程第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

3 時間外勤務手当等の支給方法については、第6条第4項及び第7条第2項の規定を準用する。  
(時間外勤務及び休日勤務の手続)

第27条 時間外勤務及び休日勤務の手続については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 理事長が教職員（第11条第1項に規定する職にある教職員を除く。）に時間外勤務又は休日勤務を命ずる場合には、時間外勤務等命令簿（第2号様式。以下「命令簿」という。）による。
- (2) 命令簿には、理事長（その委任を受けた者を含む。）の指定する教職員の確認の印を受けなければならない。

(時間外勤務手当等の支給手続)

第28条 時間外勤務手当等について、理事長（その委任を受けた者を含む。）は、その月分の時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の総時間数を取りまとめ、時間外勤務手当等整理簿を作成し、保管しなければならない。

(時間外勤務等の時間計算)

第29条 その月の時間外勤務等の総時間数は、時間外勤務手当（時間外勤務1時間当たりの給与額の区分に分ける。）、休日勤務手当の区分ごとに集計し、それぞれの集計において1時間未満の端数を生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

(時間外勤務等の特例)

第30条 教職員が職務により出張している場合には、その期間中は正規の勤務時間を勤務したものとみなし、時間外勤務手当等は支給しない。ただし、あらかじめ正規の勤務時間を超えて勤

務することを命ぜられ、又は勤務時間規程第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日、勤務時間規程第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日又は同規程第11条及び第12条の規定に基づく休日等（以下「週休日又は休日等」という。）に勤務することを命ぜられた場合は、この限りでない。

（管理教職員特別勤務手当）

第31条 第11条第1項に規定する職にある教職員が 臨時又は緊急の必要その他の職務の運営の必要により週休日又休日等に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項に規定する職にある教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該教職員の占める職に係る別表第3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額。

ア 1種 12,000円

イ 2種 10,000円

ウ 3種 8,500円

エ 5種 6,000円

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる当該教職員の占める職に係る別表第3の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額。

ア 1種 6,000円

イ 2種 5,000円

ウ 3種 4,300円

エ 5種 3,000円

4 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした第11条第1項に規定する職を占める職員には、その引き続く勤務に係る第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 理事長（その委任を受けた者を含む。）は、別に定めるところにより、管理教職員特別勤務実績簿及び管理教職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

6 前4項に定めるもののほか、管理教職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第32条 勤務1時間当たりの給与額は、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日

までの間における祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間（再雇用短時間勤務教職員にあってはその時間に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務教職員にあってはその時間に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた時間））を減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末勤勉手当規程」という。）で定める日（次条及び第35条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（第38条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。第36条第2項において「特定幹部教職員」という。）にあっては100分の107.5を、大学院の任期付任用教授（大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第1項の規定により任期を定めて任用された教授をいう。以下同じ。）にあっては100分の167.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教育職給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として期末勤勉手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して期末勤勉手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を

乗じて得た額を加算した額) を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第43条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、一時差止処分を知った日から60日経過後にあつては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされる

ことなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部教職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部教職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第33条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の教職員についての適用除外)

第37条 第10条から第15条まで、第18条、第23条から第30条及び第36条の規定は、大学院の任期付任用教授には適用しない。

- 2 第12条から第15条まで、第17条及び第18条及び第20条の規定は、再雇用教職員には適用しない。

(休職者の給与)

第38条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭



和42年法律第121号) 第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる
- 3 教職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第12条第1項第1号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 教職員が就業規則第12条第1項第2号の規定に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 休職にされた教職員には、他の法令又は法人の規程等に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項又は第3項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第33条第1項に規定する基準日前1か月以内に離職し、又は死亡したときは、第33条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第38条第6項」と読み替えるものとする。
- 8 就業規則第12条第1項第6号の規定による休職者には、いかなる給与も支給しない。

(端数計算)

第39条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第23条及び第25条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当等の額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

- 2 この規程による教職員の給料及び各手当の算出額並びに第33条第4項に規定する期末手当基礎額及び第36条第3項に規定する勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(口座振替による給与の支払)

第40条 給与は、教職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第41条 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 共済掛金
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 教職員との書面協定により賃金から控除することとしたもの

(委任)

第42条 この規程及びその他の法人の規程等に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事

項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）第33条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第38条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第2項にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第2項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、改正後の給与規程附則第6項の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれらの教職員以外の教職員（以下「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成22年4月1日に減額改定対象教職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象教職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第20条第2項に規定する単身赴任手当規程で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の理事長が定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで

教育職給料表	1 級	1 号給から92号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年12月1日）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第33条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第23条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第38条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第2項にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に教職員以外の者又は教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項において「給与規程」という。）附則第6項の規定の適用を受けない教職員に限る。）からこれらの教職員以外の教職員（以下「減額改定対象教職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象教職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象教職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において減額改定対象教職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する単身赴任手当規程で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.39を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を

支給されなかった期間、減額改定対象教職員以外の教職員であった期間その他の理事長が定める期間がある教職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から76号給まで
	3 級	1 号給から60号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から36号給まで
	6 級	1 号給から28号給まで
	7 級	1 号給から16号給まで
	8 級	1 号給から4 号給まで
教育職給料表	1 級	1 号給から100号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から64号給まで
	4 級	1 号給から52号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整)

2 平成24年4月1日において在職する教職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。)のうち、平成21年4月1日において職員の給与に関する条例(昭和26年金沢市条例第7号)第5条第5項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める教職員を除く。)その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 平成25年4月1日において在職する教職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年4月1日及び平成20年4月1日において職員の給与に関する条例第5条第5項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める教職員を除く。)その他当該教職員との均衡上必要があると認められるものとして理事長が定める教職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

4 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項に規定する育児短時間勤務教職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条、第5条、第6条及び第10条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び附則第3条において「改正後の規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要があると認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長が定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第11条第1項に規定する職を占める教職員（再雇用教職員を除く。以下この項において「特定教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との均衡上必要があると認められるとき

は、当該教職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

第6条 切替日から平成30年3月31日までの間における給与規程第20条第2項の規定の適用については、「30,000円」を「30,000円を超えない範囲内で理事長が定める額」とする。

(委任)

第7条 附則第3条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年3月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年12月25日決裁。以下この

条において「平成26年改正規程」という。)附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条改正後給与規程の規定による給与(平成26年改正規程附則第5条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程(以下「第2条改正後給与規程」という。)第12条第1項ただし書及び第14条第4項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与規程第12条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員(第14条第4項第4号及び第6号において「一般職8級教職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(次項及び同条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(第14条第4項において「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,700円(教職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(同条第1項第3号及び第4号並びに第4項において「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「扶養親族(一般職9級教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者があった場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第12条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」と、同条第3項中「扶養親族(一般職9級教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級教職員等から一般職9級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、

一般職 9 級教職員等以外の教職員から一般職 9 級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 4 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、第 2 条改正後給与規程第12条第 1 項ただし書及び第14条第 4 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条改正後給与規程第12条第 3 項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める教員（以下「一般職 8 級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに第14条第 1 項第 2 号及び第 4 項第 7 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 3 項中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第 1 項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級教職員等以外の教職員から一般職 9 級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職



員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 4 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、第 2 条改正後給与規程第12条第 1 項ただし書並びに第14条第 4 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条改正後給与規程第12条第 3 項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（第14条第 4 項第 4 号及び第 6 号において「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「第14条第 4 項第 4 号」とあるのは「同条第 4 項第 4 号」と、「一般職 8 級教職員等」とあるのは「一般職 8 级以上教職員等」と、「次項及び同条」とあるのは「次項並びに同条第 1 項第 2 号及び第 4 号第 7 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（一般職 9 級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び一般職 9 級教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 3 項中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級教職員等から一般職 9 級教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第 1 項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級教職員等以外の教職員から一般職 9 級教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職 9 級教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 4 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（一般職 9 級教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「一般職 8 級教職員等が一般職 8 級教職員等及び一般職 9 級教職員等」とあるのは「一般職 8 级以上教職員等が一般職 8 级以上教職員等」と、同項第 6 号中「一般職 8 級教職員等及び一般職 9 級教職員等」とあるのは「一般職 8 级以上教職員等」と、「が一般職 8 級教職員等」とあるのは「が一般職 8 级以上教職員等」とする。

（委任）

第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第 2 条並びに附則第 4 条及び第 5 条の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（次条において「改正後の平成28年改正規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項、第36条第2項及び附則第5項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の規程及び改正後の平成28年改正規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年12月25日決裁。以下この条において「平成26年改正規程」という。）附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。）及び第3条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与（平成26年改正規程附則第5条の規定による給料を含む。）及び改正後の平成28年改正規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程の一部改正）

第4条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正）

第5条 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成30年12月28日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「第1条改正後給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後給与規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 第1条改正後給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、令和元年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（以下この項及び次条において「改正後の規程」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の規程第33条第2項及び第36条第2項の規定は、同年12月1日から適用する。  
(給与の内払)

第2条 改正後の規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用教 職員 以外 の教 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	196,000	232,100	264,800	290,400	320,000	363,800	409,100	459,500
	2	147,600	197,800	233,700	266,600	292,600	322,200	366,400	411,500	462,600
	3	148,800	199,600	235,200	268,400	294,700	324,500	368,800	414,000	465,600
	4	149,900	201,400	236,800	270,500	296,700	326,700	371,400	416,400	468,600
	5	151,000	202,900	238,200	272,300	298,600	328,900	373,300	418,300	471,600
	6	152,100	204,700	239,900	274,100	300,700	330,900	375,800	420,600	474,600
	7	153,200	206,500	241,400	275,900	302,900	333,100	378,100	422,700	477,600
	8	154,300	208,300	243,000	277,900	304,900	335,300	380,600	424,900	480,800
	9	155,300	209,900	244,100	279,900	306,800	337,200	383,000	426,900	483,500
	10	156,700	211,700	245,600	281,900	309,100	339,400	385,700	429,000	486,600
	11	158,000	213,500	247,200	283,800	311,300	341,400	388,300	431,100	489,600
	12	159,300	215,300	248,500	285,700	313,700	343,600	391,000	433,200	492,700
	13	160,500	216,700	250,000	287,700	315,800	345,400	393,400	434,900	495,400
	14	162,000	218,500	251,400	289,600	317,900	347,400	395,700	436,700	497,700
	15	163,500	220,200	252,700	291,500	320,100	349,400	398,000	438,800	500,000
	16	165,100	222,000	254,100	293,300	322,200	351,400	400,400	440,800	502,300
	17	166,300	223,700	255,600	295,100	324,100	353,100	402,200	442,700	504,400
	18	167,800	225,400	257,100	297,100	326,100	355,200	404,200	444,500	505,800
	19	169,300	227,000	258,800	299,200	328,100	357,000	406,100	446,300	507,300
	20	170,800	228,600	260,600	301,200	330,100	358,900	407,900	448,000	508,700
	21	172,100	230,100	262,200	303,100	331,800	360,800	409,800	449,800	509,900
	22	174,800	231,800	263,900	305,200	333,900	362,700	411,600	451,300	511,300
	23	177,400	233,400	265,500	307,200	335,900	364,700	413,400	452,700	512,800
	24	180,000	235,000	267,100	309,300	338,000	366,600	415,300	454,200	514,300
	25	182,600	236,000	269,000	311,000	339,400	368,600	417,100	455,600	515,400
	26	184,300	237,500	270,800	313,100	341,300	370,500	418,600	456,900	516,500
27	185,900	238,900	272,600	315,200	343,200	372,500	420,100	458,200	517,700	

28	187,600	240,100	274,300	317,200	345,100	374,500	421,700	459,400	518,900
29	189,200	241,300	276,000	318,900	346,700	376,000	423,300	460,400	519,900
30	190,900	242,500	277,700	320,900	348,600	377,800	424,600	461,100	520,800
31	192,700	243,500	279,500	323,000	350,500	379,600	425,900	461,900	521,700
32	194,400	244,700	281,000	325,100	352,300	381,200	427,100	462,600	522,700
33	196,000	246,000	282,500	326,300	354,200	383,000	428,300	463,300	523,500
34	197,400	247,000	284,400	328,300	356,100	384,400	429,600	464,100	524,400
35	198,900	248,200	286,200	330,200	357,900	385,900	430,900	464,800	525,100
36	200,400	249,500	288,100	332,300	359,600	387,500	432,100	465,400	525,600
37	201,700	250,400	289,700	334,200	361,000	388,900	433,300	465,900	526,300
38	203,000	251,700	291,400	336,100	362,300	390,100	434,100	466,500	526,900
39	204,200	252,900	293,200	338,100	363,700	391,300	434,900	467,100	527,700
40	205,500	254,200	295,000	340,000	365,100	392,400	435,700	467,700	528,300
41	206,800	255,600	296,500	341,900	366,400	393,500	436,300	468,200	528,800
42	208,100	257,000	298,200	343,800	367,300	394,700	437,000	468,700	
43	209,400	258,200	299,700	345,600	368,400	395,900	437,700	469,100	
44	210,700	259,400	301,300	347,500	369,500	397,100	438,400	469,400	
45	211,800	260,600	302,900	349,000	370,300	397,800	439,300	469,700	
46	213,100	261,800	304,600	350,400	371,200	398,500	440,100		
47	214,400	263,100	306,200	351,900	372,100	399,200	440,500		
48	215,700	264,200	307,900	353,400	373,000	399,900	441,200		
49	216,800	265,300	308,800	355,100	373,900	400,500	441,700		
50	217,900	266,400	310,300	355,900	374,700	401,100	442,100		
51	218,900	267,700	311,800	357,100	375,500	401,600	442,500		
52	220,000	269,000	313,500	358,100	376,300	402,000	442,900		
53	221,100	270,000	315,100	359,000	377,000	402,400	443,300		
54	222,100	271,100	316,700	360,100	377,700	402,700	443,700		
55	223,000	272,500	318,300	361,000	378,400	403,000	444,100		
56	224,000	273,800	319,800	362,100	379,100	403,300	444,400		
57	224,300	274,700	321,300	363,000	379,600	403,600	444,700		
58	225,100	275,700	322,500	363,700	380,200	403,900	445,100		
59	225,900	276,600	323,700	364,400	380,800	404,200	445,400		
60	226,600	277,700	324,900	365,100	381,500	404,500	445,700		

61	227,300	278,800	325,600	365,500	381,900	404,800	446,000
62	228,300	279,800	326,500	366,100	382,600	405,100	
63	229,100	280,700	327,300	366,800	383,200	405,400	
64	230,000	281,700	328,100	367,500	383,800	405,700	
65	230,700	282,200	329,000	367,800	384,200	406,000	
66	231,400	283,100	329,400	368,500	384,800	406,300	
67	232,300	283,800	330,100	369,200	385,400	406,600	
68	233,300	284,700	330,900	369,900	386,000	406,900	
69	234,000	285,700	331,700	370,200	386,400	407,100	
70	234,600	286,500	332,400	370,800	386,900	407,400	
71	235,100	287,300	333,100	371,500	387,400	407,700	
72	235,800	288,100	333,800	372,100	388,000	408,000	
73	236,600	288,900	334,300	372,400	388,300	408,200	
74	237,200	289,400	334,900	373,000	388,700	408,500	
75	237,800	289,800	335,400	373,700	389,100	408,800	
76	238,300	290,300	336,000	374,300	389,500	409,000	
77	239,000	290,500	336,300	374,700	389,800	409,200	
78	239,700	290,800	336,800	375,200	390,100	409,500	
79	240,400	291,000	337,200	375,800	390,400	409,800	
80	240,900	291,400	337,700	376,300	390,700	410,000	
81	241,400	291,600	338,100	376,800	390,900	410,200	
82	242,100	291,800	338,600	377,400	391,200	410,500	
83	242,800	292,200	339,100	377,900	391,500	410,800	
84	243,500	292,500	339,600	378,200	391,700	411,000	
85	244,100	292,800	339,900	378,600	391,900	411,200	
86	244,800	293,100	340,300	379,100	392,200		
87	245,500	293,400	340,800	379,500	392,500		
88	246,200	293,800	341,200	379,900	392,700		
89	246,700	294,100	341,500	380,300	392,900		
90	247,200	294,500	341,900	380,800	393,200		
91	247,500	294,800	342,400	381,200	393,500		
92	247,900	295,200	342,800	381,600	393,700		
93	248,200	295,400	343,000	381,900	393,900		

94		295,600	343,400						
95		295,900	343,900						
96		296,300	344,300						
97		296,500	344,500						
98		296,800	344,900						
99		297,200	345,300						
100		297,600	345,600						
101		297,800	345,900						
102		298,100	346,300						
103		298,500	346,700						
104		298,800	347,100						
105		299,000	347,600						
106		299,300	348,000						
107		299,700	348,400						
108		300,000	348,800						
109		300,200	349,300						
110		300,600	349,700						
111		301,000	350,000						
112		301,300	350,300						
113		301,500	350,800						
114		301,700							
115		302,000							
116		302,400							
117		302,600							
118		302,800							
119		303,100							
120		303,400							
121		303,800							
122		304,000							
123		304,300							
124		304,600							
125		304,900							
再雇	188,200	215,700	255,800	275,300	290,400	315,900	357,700	390,800	442,100

用教 職員									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

この表は、職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員 の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用教 職員 以外 の教 職員		円	円	円	円	円
	1	173,900	216,900	277,800	325,100	407,000
	2	176,000	219,200	280,800	328,000	409,300
	3	178,000	221,400	283,600	331,100	411,700
	4	180,000	223,600	286,400	334,100	414,200
	5	181,900	225,700	289,200	337,300	416,300
	6	184,400	227,800	291,700	339,900	418,800
	7	186,900	230,100	293,900	342,500	421,000
	8	189,500	232,200	296,300	345,200	423,500
	9	192,000	234,500	298,900	348,200	425,200
	10	194,800	236,900	301,400	351,100	427,700
	11	197,500	239,300	303,800	354,200	430,000
	12	200,200	241,700	306,400	357,600	432,300
	13	202,800	243,800	308,700	360,400	433,700
	14	204,700	246,200	310,700	362,300	435,900
	15	206,500	248,600	312,800	364,500	438,100
	16	208,500	251,000	314,600	367,000	440,500
	17	210,500	253,000	316,800	369,200	442,600
	18	212,200	256,100	318,900	371,400	445,000
	19	214,000	259,200	320,900	373,500	447,300
	20	215,700	262,300	322,900	375,400	449,700
	21	217,500	265,200	324,900	377,400	451,800
	22	219,400	268,200	327,300	379,300	454,100
23	221,300	271,100	329,900	381,300	456,500	



24	223,200	274,100	332,700	383,000	458,800
25	225,000	276,900	334,700	384,400	460,800
26	227,100	279,500	336,700	386,200	463,000
27	229,200	282,000	338,800	388,000	465,100
28	231,400	284,700	341,200	389,900	467,300
29	233,300	287,500	343,600	391,800	469,400
30	235,500	289,900	345,700	393,500	471,700
31	237,800	292,100	347,600	395,200	473,900
32	240,100	294,500	349,400	397,000	476,000
33	242,300	296,700	351,400	398,600	477,900
34	244,100	298,900	353,500	400,400	480,000
35	245,800	301,400	355,700	401,900	482,400
36	247,500	303,600	357,700	403,700	484,600
37	249,200	306,100	359,300	404,800	486,700
38	250,800	307,700	361,300	406,400	488,700
39	252,200	309,400	363,400	407,900	490,600
40	253,800	311,100	365,300	409,400	492,500
41	255,800	313,000	367,200	410,300	494,500
42	257,500	313,600	369,100	411,900	496,400
43	258,900	314,500	370,900	413,400	498,100
44	260,500	315,400	372,700	415,000	500,000
45	261,700	316,300	374,500	416,300	501,900
46	263,200	317,300	376,300	417,900	503,700
47	264,900	318,100	377,800	419,300	505,500
48	266,200	319,100	379,600	420,900	507,400
49	267,600	320,000	381,100	422,300	509,100
50	268,300	320,900	382,700	423,600	510,800
51	268,900	321,700	384,300	424,900	512,600
52	269,800	322,500	386,000	426,200	514,500
53	270,500	323,700	387,100	426,900	516,100
54	271,100	324,500	388,600	427,900	517,700
55	271,900	325,300	390,000	428,800	519,400
56	272,700	326,100	391,600	429,700	521,000

57	273,400	326,800	392,900	430,600	522,700
58	274,500	327,900	394,300	431,500	524,000
59	275,400	329,000	395,600	432,400	525,300
60	276,400	330,000	397,200	433,300	526,500
61	277,400	331,000	398,500	434,200	527,700
62	278,400	332,000	399,900	435,100	528,700
63	279,300	333,100	401,400	436,100	529,700
64	280,200	334,200	402,900	437,200	530,700
65	281,100	334,900	403,900	438,100	531,300
66	281,800	336,000	405,000	439,200	532,200
67	282,800	336,700	406,000	440,200	533,100
68	283,700	337,800	407,100	441,100	534,000
69	284,400	338,400	408,100	442,100	534,900
70	285,500	339,500	409,000	443,100	535,700
71	286,500	340,400	409,800	444,000	536,400
72	287,600	341,500	410,600	445,000	536,900
73	288,400	341,800	411,400	446,000	537,600
74	289,500	342,800	412,300	446,900	538,100
75	290,600	343,800	413,100	447,800	538,900
76	291,600	344,800	413,900	448,800	539,500
77	292,100	345,800	414,600	449,600	540,000
78	293,100	346,800	415,100	450,100	540,600
79	294,000	347,700	415,500	450,800	541,200
80	294,900	348,600	415,900	451,400	541,800
81	295,800	349,600	416,200	452,200	542,400
82	296,700	350,600	416,600	452,900	
83	297,600	351,600	416,900	453,200	
84	298,500	352,600	417,300	453,800	
85	299,000	353,200	417,600	454,200	
86	299,800	353,800	418,000	454,600	
87	300,600	354,400	418,400	455,000	
88	301,500	355,100	418,800	455,300	
89	302,100	355,700	419,100	455,600	

90	302,700	356,100	419,500	456,000
91	303,400	356,500	419,900	456,400
92	304,000	357,000	420,200	456,700
93	304,700	357,500	420,500	457,000
94	305,300	357,900	420,900	457,400
95	305,900	358,400	421,200	457,700
96	306,500	358,900	421,500	458,000
97	307,200	359,500	421,800	458,300
98	307,800	360,000	422,200	458,700
99	308,400	360,400	422,500	459,000
100	309,000	360,900	422,800	459,300
101	309,400	361,300	423,100	459,600
102	309,700	361,800	423,500	
103	310,000	362,100	423,800	
104	310,400	362,600	424,100	
105	310,700	363,100	424,400	
106	311,100	363,500	424,800	
107	311,400	364,000	425,100	
108	311,700	364,500	425,400	
109	312,100	364,900	425,700	
110	312,400	365,400	426,000	
111	312,800	365,900	426,300	
112	313,300	366,300	426,600	
113	313,600	366,700	426,900	
114	314,000	367,100	427,200	
115	314,300	367,600	427,500	
116	314,600	368,000	427,800	
117	314,800	368,400	428,000	
118	315,100	368,800		
119	315,500	369,300		
120	315,900	369,700		
121	316,100	370,000		
122	316,400	370,400		

123	316,800	370,900		
124	317,200	371,200		
125	317,400	371,600		
126	317,600	372,100		
127	317,900	372,600		
128	318,300	373,000		
129	318,500	373,400		
130	318,800	373,900		
131	319,200	374,400		
132	319,400	374,900		
133	319,600	375,400		
134	319,900	375,900		
135	320,300	376,400		
136	320,500	376,900		
137	320,700	377,400		
138	320,900	377,900		
139	321,100	378,400		
140	321,400	378,900		
141	321,800	379,400		
142	322,100			
143	322,400			
144	322,700			
145	323,100			
146	323,400			
147	323,600			
148	323,900			
149	324,300			
150	324,600			
151	324,900			
152	325,100			
153	325,400			
154	325,700			
155	326,000			

	156	326,300				
	157	326,500				
再雇用教職員		236,200	283,500	294,500	316,500	400,700

備考

この表は、教員に適用する。

別表第3 適用区分表（第10条関係）

教職員	調整数
ア 大学院の美術工芸研究科（以下「大学院研究科」という。）の授業を常時担当する者及びこれに準ずる者で理事長定める教授、准教授又は講師（以下「大学院担当教官」という。）のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの	3.0
イ 大学院担当教官のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者（アに掲げる者を除く。）	2.0
ウ 大学院担当教官（ア及びイに掲げる者を除く。）	1.0
エ 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教で理事長が定めるもの	
オ 心理士	2.0

別表第4 調整基本額表（第10条関係）

## 1 一般職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,300円

## 2 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	10,500円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円

別表第5（第11条関係）

職	区分
事務局長	1種
	2種
事務局次長	3種
附属図書館長 美術工芸研究所長 教育研究審議会委員	5種

備考 この表において区分の異なる職を併せ有する者については、上位の区分を適用する。

別表第6（第11条関係）

1 一般職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9級	1種	104,200円
8級	2種	82,200円
7級	2種	77,400円
	3種	66,400円
6級	3種	62,300円
	5種	51,900円

2 教育職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
5級	5種	66,800円

備考 別表第5に掲げる職のうち、この表に掲げられていない管理職手当の額を定める特段の事情があると理事長が認める職を占める教職員に支給する管理職手当の額については、当該教職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次の各号に掲げる額の範囲内で理事長が別に定める額とする。

- (1) 当該教職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額未満の額
- (2) 当該教職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る管理職手当の額を超える額
- (3) 当該教職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額未満の額
- (4) 当該教職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る管理職手当の額の区分があるときは、当該管理職手当の額を超える額

第1号様式(第14条関係)

扶 養 親 族 届

No. \_\_\_\_\_

年 月 日提出

理事長	届 出 者	職	
		住 所	
		氏 名 職 員 番 号	

届出の理由 (該当する□に✓印を付すこと)

1 新たに教職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある

(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く。)

扶養親族の 氏 名	続 柄	生 年 月 日	同 居 別 居 の 別	年 収 額 (職業)	届 出 事 実 の 発 生 年 月 日	届 出 の 事 由
					増 減 	
					増 減 	
					増 減 	
					増 減 	
					増 減 	

給与規程第14条第1項の規定に基づき上記のとおり届け出ます。(証明書 通添付)

記入上の注意

- 1 続柄欄には、教職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 2 年収額欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 3 届出の事由欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。



